

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）の公文書公開請求に対し、消防長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第2 請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が平成15年6月5日に、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき行った「平成14年8月3日に発生した特定建物の火災調査報告書」の公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、実施機関が平成15年6月19日付けで行った原決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、不服申立書及び補佐人が提出した資料によると次のとおりである。

本件請求に係る火災（以下「本件火災」という。）の原因は、実施機関の調査では不審火と決定された。このため、本件火災の被害者は、その出火責任を問う相手を特定できず、訴訟も起こせない状況にある。

原決定では、プライバシーの保護を理由に対象公文書の一部が非公開とされているが、それでは被害者の権利保護はどうなるのか。

よって、対象公文書の全部を公開するとの決定を求める。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

1 対象公文書

本件請求に対する対象公文書は、本件火災について、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第31条から第35条の4までの規定により調査した結果をまとめた以下の文書である。

- (1) 本件火災全体の概要を取りまとめた「火災調査書」
- (2) 調査事実に基づく出火原因等の結論を記載した「火災原因判定書」
- (3) 本件火災現場の状況を詳細かつ客観的に記載した「実況見分調書」
- (4) 調査上必要な者から任意に得た供述を記録した「質問調書」
- (5) 実況見分の補足資料である「図面及び写真」
- (6) 現場で採取した物品の科学的検査結果を記載した「研究業務結果書」

2 非公開部分

上記対象公文書の非公開部分は、その全部を公開した研究業務結果書を除き、それぞれ次のとおりである。

(1) 火災調査書

- ア 建物占有者及び負傷者の氏名、年齢、性別、職業、傷病程度、負傷理由
- イ 火元及び延焼建物（以下「建物」という。）の焼損状況と焼損面積、建物及び焼損した車両（以下「車両」という。）の損害見積額、車両の登録番号

(2) 火災原因判定書

- ア 建物又は車両の所有者・発見者、通報者、負傷者の氏名、年齢、職業、住所、電話番号、傷病程度、負傷理由、発見時の状況、通報時の状況
- イ 建物のうち居住が個人である部分の焼損状況

(3) 実況見分調査書

- ア 立会人の年齢、建物居住者の氏名
- イ 建物のうち居住が個人である部分の焼損状況

(4) 質問調査書

被質問者の氏名、職業、住所、年齢及び供述内容

(5) 図面及び写真

- ア 居住者の氏名
- イ 建物のうち居住が個人である部分の建物平面図、室内写真

3 非公開理由

上記2の情報は、いずれも特定個人を識別できる情報又は個人を識別できなくとも公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報である。よって、当該情報は条例第7条第1号の規定に該当することから、これを非公開とした。

また、火災原因判定書のうち発見者の発見時の状況及び通報者の通報時の状況並びに質問調査書の供述内容（以下「供述内容等」という。）については、公表しないことを前提として任意に供述を聴取したものであり、このような情報を公にするとした場合、関係者が公にされることを恐れて供述を拒否する場合も想定され、ひいては今後の火災原因調査業務に支障をきたし、適正な業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第7条第5号オにも該当するとした。

第4 審査会の判断

1 対象公文書

火災調査は、法第31条から第35条の4までの規定及び札幌市火災調査規定（昭和43年消防長訓令第1号）の規定に基づき、火災の原因及び損害の程度を明らかにして、類似火災の防止等、火災の予防又は警防に関する施策を行うことを目的に実施するものであり、本件対象公文書は、その調査結果として作成された第3-1の各文書である。

2 原決定

(1) 非公開部分及び適用条項

本件対象公文書について、原決定において非公開とされた情報は、以下のようによつて要約することができる。

ア 建物の居住者、負傷者その他本件火災に係る関係者として対象公文書に記載された特定個人（以下「関係者」という。）の氏名・年齢・住所・性別・電話番号・職業

イ 車両の登録番号

ウ 関係者の傷病程度・負傷理由

エ 建物の焼損状況及び焼損面積、建物及び車両の損害見積額、建物平面図のうち個人が居住する部分（以下「建物平面図」という。）

オ 供述内容等

上記について、実施機関はそのすべてが条例第7条第1号に該当し、また、オについては、同条第5号オにも該当するとしている。

(2) 公開された部分

本件火災の情報として、発生場所及び日時、出火箇所、出火原因のうち関係者の発言要旨を除いた実施機関の考察部分は、公開されている。

3 非公開情報の該当性

(1) 条例第7条第1号

ア 関係者の氏名・住所・電話番号・年齢・性別・職業

当該情報は、特定個人を識別できる情報と認められることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

イ 車両の登録番号

当該情報は、一般に入手できる他の情報と照合することにより特定個人を識別できる情報であると認められることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

ウ 関係者の傷病程度・負傷理由

当該情報は、傷病名、傷病の部位及び当該傷病を被った原因等の記載であり、特定個人の身体に関する具体的な損傷の程度を表す情報である。このような人の身体・健康に直接関わり、機微にわたる私的な情報を公にすることは、関係者の氏名等個人識別部分を除いたとしても、なお、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

エ 焼損状況・焼損面積・損害見積額・建物平面図

焼損状況及び焼損面積は、構造材の種類やその焼損の程度等の記載又は記録であるが、本件火災により建物がどの程度燃えたのかという情報は、建物所有者及び居住者の個人の財産に関する情報である。また、建物又は車両が本件火災により被った財産の損失を示す損害見積額、建物平面図についても、同様に建物や車両の所有者又は建物居住者個人の財産に関する情報である。

当該情報を公にすると、仮に個人識別情報を除いた場合であっても、それまで知られていなかった居住者等の財産に係る新しい事実が、近隣住民や居住者の知人等の特定第三者に知られることとなり、その結果、当該居住者等の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

なお、上記アからエまでの情報は、いずれも条例第7条第1号ただし書に該当しない。

(2) 条例第7条第5号オ

供述内容等は、本件火災発生時の状況等について、実際に現場にいた関係者から直接に聴取した情報であり、実施機関にとっては、火災原因の究明等に必要な情報である。実施機関の説明によると、当該関係者には、供述内容を公表しない旨を告げた上で、任意に聞き取りを行ったものである。

このようにして得られた情報を公開すると、今後、実施機関は、供述内容が公開されることを前提として質問を行わなければならない、また、被質問者についても、当該個人が火災の際に置かれていた状況によっては、自己の供述内容が公開されることを気にかかけ、事実をありのまま述べることに消極的になる場合も想定される。その結果、実施機関は、火災の原因究明等に必要な情報が十分に得られなくなり、類似火災の防止等に著しい支障が生じると認められる。

したがって、供述内容を公開すると、今後の適正な事務の遂行に著しい支障が生じると認められることから、当該情報は、条例第7条第5号オに該当すると認められるので、非公開とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分は、条例第7条第1号及び第5号オに該当することから、第1のとおり判断する。

第5 経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成16年9月16日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理
平成16年9月21日	審査請求人に実施機関の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年9月29日 (第160回審査会)	事案の概要説明
平成16年10月15日 (第161回審査会)	実施機関から事情を聴取 審 議
平成16年10月26日 (第162回審査会)	審 議
平成16年11月5日	答 申